

大正十年法律第百二号

大正十年法律第百二号（定年ニ因ル退職判
事檢察官ノ恩給ニ関スル法律）

- 1 本法施行ノ際現ニ判事又ハ検事ノ本官ニ在職
スル者本法施行後引続キ判事又ハ檢察官トシテ
在職シ年齢六十年ニ達シタル後退職シ又ハ其ノ
官ヲ免セラレ恩給ヲ受ケヘキ場合ニ於テハ其ノ
恩給年額ハ恩給法中文官ノ普通恩給ニ関スル規
定ニ依リ計算シタル年額ニ其ノ百分ノ三十二相
当スル金額ヲ加ヘタルモノトス
- 2 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ判事檢察官相互ニ
転任シタル場合ハ引続キ在職シタルモノト看做
ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 （大正一二年四月一四日法律第四

九号）

○2○1 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依ル恩給年額
ヲ受ケ又ハ受ケヘキ者ニハ本法施行ノ日ヨリ本

法ニ依ル恩給年額ヲ給ス

○3 本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依ル恩給年額
ニ基ク扶助料ヲ受ケ又ハ受ケヘキ者ニハ本法施

行ノ日ヨリ本法ニ依ル恩給年額ニ基ク扶助料年
額ヲ給ス

附 則 （昭和一二年八月一四日法律第六

九号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和一二年四月一六日法律第六

一号）抄

第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日か
ら、これを施行する。